

■ 工学部転学部・転学科規程

平成21年 1月30日
工学部教授会決定
平成22年 3月19日
一部改正
平成27年11月27日
一部改正
平成30年 4月27日
一部改正
平成31年 4月26日
一部改正
令和 2年 5月 8日
一部改正
令和 3年 4月23日
一部改正
令和 4年 6月 7日
一部改正

(趣旨)

第1条 本規程は国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則における、工学部を志望する学生を対象とする。

(許可の時期)

第2条 工学部への転学部及び工学部内の転学科の許可の時期は、4月1日または10月1日とする。

(出願資格)

第3条 工学部を志望する学生は、国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則第3条を満たし、かつ以下の要件を満たしていなければならない。

外国語科目：2年次で10月からの転学部を志望する学生は「英語Ⅰ」4単位を修得している、もしくは修得見込みであること。

3年次及び4年次で志望する学生は、「英語Ⅰ」4単位および「英語Ⅱ」4単位を修得している、もしくは修得見込みであること。

専門科目：各学科で定める別表の転学部・転学科要件科目が対象である。なお、科目については入学年度の工学部規程が適用される。

2年次で10月からの転学部を志望する学生は4単位を修得している、もしくは修得見込みであること。

3年次で転学部を志望する学生は10単位以上を修得している、もしくは修得見込みであること。

4年次で志望する学生は16単位以上を修得している、もしくは修得見込みであること。

(手続等)

第4条 工学部を志望する学生は、国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則第5条に定める書類を提出するものとする。

(適用規程)

第5条 転学部後の学生は、入学年度の工学部規程が適用される。

(判定)

第6条 転学部の判定は、第4条に記載された学生が志望する学科における判定に基づき、教授会にて行う。

第7条 学科における判定は、各学科で定める別表の科目群の成績と、面接結果に基づき実施する。

(既修得単位の認定)

第8条 転学部前に修得した単位の、転学部後の単位認定は、個別に行う。

(転学科)

第9条 工学部に所属する学生の転学科については、本規程に準ずる。

別表 (第3条関係)

修得科目と単位数

転学部する年次	英語 I	英語 II	専門科目
2年次 (10月期)	4単位	—	4単位以上
3年次	4単位	4単位	10単位以上
4年次	4単位	4単位	16単位以上

R2年度以降入学の機械工学・システムデザイン学科生は以下の表の要件にしたがうこと。

学科名	転学部要件科目
機械工学・システムデザイン学科	D4 a 群の必修科目

H30年度以降入学者は以下の表の要件にしたがうこと。

学科名	転学部要件科目
機械工学・システムデザイン学科	D1～D4 群の必修科目
電気電子物理工学科	D1～D4 群の必修科目
情報工学科	D1～D4 群の必修科目
応用化学科	D1 群 (化学) および D4 群の必修科目
環境社会デザイン学科	D1～D4 群の必修科目

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

転学部願

年 月 日

埼玉大学長 殿

(志望者)

学部

課程
学科

専攻

年次

学籍番号

氏 名

現住所 〒

電話番号 自 宅
携 帯

(保証人)

氏 名

現住所 〒

電話番号 自 宅
勤務先等

本人との関係

下記のとおり転学部を志望しますので、関係書類を添えて願ひ出ます。
記

志望学部	学部	学科・課程	専攻
転学部を志望する理由			
年 月 日	学 歴		
特記事項			
指導教員等 所見欄	指導教員等氏名 _____		

(注) 学歴欄は、高等学校卒業から現在までを記入すること。

